

様式第5号(表面)

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	認定第 一 号
請求回数	第 回 (年 月分)

秋田県市町村総合事務組合管理者 様		請求(申請)年月日 年 月 日	
下記の休業補償(休業援護金)を請求(申請)します。		市町村(等)長 ㊟	
1 被災職員に関する事項	所属部局名	職 種	
	フリガナ氏名 ㊟	住 所	
	生年月日 年 月 日生(歳)	負傷又は発病の年月日 年 月 日	
2 請求日数等	年 月 日から 年 月 日までのうち 日		全部休業した日数 日
	(全部休業した日に支払われた給与等の額 円)		一部休業した日数 日
(一部休業した日に支払われた給与等の額 円)			
3 所属の部局の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。		
	年 月 日 所在地 所属部局の名称 長の職・氏名 ㊟		
4 休業補償	全部休業した日についての計算	(補償基礎額) (全部休業した日に支払われた給与の額) 円 × $\frac{60}{100}$ - 円 = (円位未満切捨て) 円	(請求日数) 円 × $\frac{\text{日}}{\text{日}}$ 円(A)
	一部休業した日についての計算	(補償基礎額) 円 - (一部休業した日に支払われた給与の額) 円 = 円(ア)	(規則第4条の3第3項に規定する額) 円(イ)
	(ア)又は(イ)のうちいずれか低い額	円 × $\frac{60}{100}$ = (円位未満切捨て) 円	(請求日数) 円 × $\frac{\text{日}}{\text{日}}$ 円(B)
	請求金額	(A) + (B)	円
5 休業援護金	全部休業した日についての計算	① 休業補償を受ける場合 (補償基礎額) 円 × $\frac{20}{100}$ = (円位未満切捨て) 円	(請求日数) 円 × $\frac{\text{日}}{\text{日}}$ 円(C)
	一部休業した日についての計算	② 休業補償を受けない場合 (補償基礎額) (全部休業した日に支払われた給与の額) 円 × $\frac{80}{100}$ - 円 = (円位未満切捨て) 円	(請求日数) 円 × $\frac{\text{日}}{\text{日}}$ 円(D)
	(ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額	円 × $\frac{20}{100}$ = (円位未満切捨て) 円	(規則第4条の3第3項に規定する額) 円(イ)
	申請金額	(C) + (D) + (E)	円
6 旧国民年金法等の受給関係	<input type="checkbox"/> 被保険者であった <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかった		
7 医師の証明	傷病名	現在の状況 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中	
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 年 月 日から 年 月 日までのうち 日	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の名称 所在地 医師の氏名 ㊟	

(裏面)

[注意事項]

- 1 該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「2 請求日数等」の欄には、条例第7条ただし書及び規則第6条の2に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 3 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「(補償基礎額)」に円位未満の端数が生じた場合は、切り上げること。
- 4 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「一部休業した日についての計算」の項の「(補償基礎額)」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、補償基礎額が条例第4条の3第1項の規定により管理者が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
- 5 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「(規則第4条の3第3項に規定する額)」の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、条例第4条の3第1項の規定により管理者が定める最高限度額を記入すること。
- 6 「6 旧国民年金法等の受給関係」の欄には、休業補償を受けようとする者について記入すること。なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
- 7 「7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。